

● 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（令和八年千葉県規則第八号）

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）に関する資料

改正後	改正前
<p>別表第二（第四条第二項） 一〜十二の二 略 (削る。) (削る。) 十三〜百 略 百の二 容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 百の三〜百三十三 略</p>	<p>別表第二（第四条第二項） 一〜十二の二 略 十二の三 国家戦略特別区域限定保育士試験手数料 十二の四 国家戦略特別区域限定保育士試験の全部免除申請手数料 十三〜百 略 百の二 容積率の特例許可申請手数料 百の三〜百三十三 略</p>